

太陽熱利用システムを中小企業者向け 省エネ促進税制の対象設備に追加します

都は、中小企業者の温暖化対策を促進するため、平成21年4月から都独自の環境減税を開始しました。この制度では、環境局が指定した導入推奨機器を都内の中小企業者が取得した場合、法人事業税又は個人事業税の減免を受けることができます。

このたび、再生可能エネルギー設備として、これまでも減免の対象となっている太陽光発電システムに加え、CO₂削減効果の高い太陽熱利用システムを対象設備に追加しますので、お知らせします。

1 減免対象追加設備

太陽熱利用システム(強制循環式ソーラーシステム(水式))

※ 強制循環式ソーラーシステムを構成する集熱器が、JISA4112(太陽集熱器)に定める性能を満たし、JISマーク表示制度の認証を受けたものであること。

※ 太陽熱利用システムについては、下記 URL を参照してください。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/solar/energy02.html>

2 減免対象者

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)に基づき、「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者

※ 中小企業者向け省エネ促進税制については、別紙1を参照してください。

3 施行日

平成22年10月1日

※ 中小企業者が太陽熱利用システムの取得に当たり当該減免を受けるためには、導入推奨機器として指定された機器を施行日以降に取得する必要があります。

4 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱 別紙2参照

本件は、『10年後の東京』への実行プログラム2010において、以下の目標・施策に指定し、重点的に実施している事業です。
目標3「世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する」
施策7「世界最先端の低炭素都市東京の構築へ向けた挑戦」

【問い合わせ先】

◆中小企業者向け省エネ促進税制について

(法人事業税の減免)

主税局課税部法人課税指導課

TEL 03-5388-2963

(個人事業税の減免)

主税局課税部課税指導課

TEL 03-5388-2969

◆導入推奨設備の指定について

環境局都市地球環境部計画調整課

TEL 03-5388-3443

◆太陽熱利用システムの利用拡大について

環境局都市地球環境部計画調整課

TEL 03-5388-3533

中小企業者向け省エネ促進税制の概要

目 的	中小企業者の省エネルギー設備等の取得を税制面から支援
手 法	法人事業税・個人事業税の減免
対 象 者	<p>「地球温暖化対策報告書」^{注1}等を提出した中小企業者^{注2}</p> <p>^{注1}総量削減義務の対象とならない中小規模事業所ごとにCO₂排出量や対策状況などを記載した報告書を作成・提出し、事業所における省エネ対策の推進を促す制度 詳細については、下記 URL を参照してください。 http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html</p> <p>^{注2}資本金1億円以下の法人、個人事業者等</p>
対 象 設 備	<p>次の要件を満たすもの</p> <p>① 総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの</p> <p>② 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備^{注3}(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの</p> <p>^{注3} 空調設備、照明設備、小型ボイラー設備、再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、<u>太陽熱利用システム</u>)</p>
減 免 額	<p>設備の取得価額(上限2千万円)の2分の1を取得年度の税額から減免</p> <p>ただし、当期税額の2分の1を限度</p> <p>※ 減免しきれなかった額は、翌年度税額からも減免可</p>
対 象 期 間	<p>(法人) 平成 22 年3月 31 日から平成 27 年3月 30 日までの間に終了する各事業年度</p> <p>(個人) 平成 22 年1月1日から平成 26 年 12 月 31 日までの間</p> <p>※平成 22 年中に対象設備を設置した場合、平成 23 年度の定期課税分から減免対象になります</p>

都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱

(制定) 平成 21 年 3 月 10 日付 20 環都計第 529 号

(改正) 平成 22 年 3 月 2 日付 21 環都計第 609 号

(改正) 平成 22 年 5 月 14 日付 22 環都計第 95 号

(目的)

第 1 この要綱は、都内で事業活動を行う中小規模事業所（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 5 条の 7 第 9 号に規定する特定地球温暖化対策事業所以外の事業所をいう。）における地球温暖化対策を推進するために、事業活動の種類又は規模にかかわらず幅広く導入又は更新が可能な機器であり、かつ、当該導入又は更新による温室効果ガス削減効果が高いことを確認できる基準が定量化されている機器及び再生可能エネルギー設備その他の地球温暖化対策の一層の推進のため特に導入が求められる機器（以下これらを「対象機器」という。）のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が指定する機器（以下「導入推奨機器」という。）について定めることにより、導入推奨機器の普及促進を図ることを目的とする。

(対象機器及び指定基準の設定)

第 2 対象機器及び導入推奨機器の指定基準（以下「指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 空調設備

ア 対象機器

- (ア) エアコンディショナー
- (イ) ガスヒートポンプ式冷暖房機

イ 指定基準

- (ア) 別表 1 のとおり
- (イ) 知事が別に定める東京都低 NO_x・低 CO₂ 小規模燃焼機器認定要綱（平成 21 年 3 月 10 日付 20 環改大第 924 号。以下「小規模燃焼機器認定要綱」という。）第 6 条第 2 項の規定により認定されたものであること。

(2) 照明設備

ア 対象機器

蛍光灯照明器具

イ 指定基準

別表 2 のとおり

(3) 小型ボイラー設備

ア 対象機器

小型ボイラー類（伝熱面積が 10 m²未満であり、かつ、熱出力が 1 時間当たり 35kW 以上のものに限る。）

イ 指定基準

小規模燃焼機器認定要綱第 6 条第 2 項の規定により認定されたものであること。

(4) 再生可能エネルギー設備

ア 対象機器

- (ア) 太陽光発電システム
- (イ) 太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステムで、液体集熱式のものに限る。）

イ 指定基準

- (ア) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
- (イ) 強制循環式ソーラーシステムで、液体集熱式のもの構成する太陽集熱器が、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項に定める認証を受けたものであること。

（対象機器の追加及び廃止並びに指定基準の変更）

第 3 知事は、地球温暖化対策の推進に係る技術の進展等に鑑み、必要があると認めるときは、対象機器の追加及び廃止並びに指定基準の変更を行うことができる。

（指定の申請）

第 4 導入推奨機器の指定を受けようとする製造事業者又は輸入事業者（以下「申請者」という。）は、導入推奨機器指定申請書（別記第 1 号様式）に、別表 3 に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（指定の決定等）

第 5 知事は、第 4 による申請の内容が第 2 に掲げる指定基準に適合していると認めるときは、これを導入推奨機器として指定するものとする。

2 知事は、第 4 による申請の内容が第 2 に掲げる指定基準に適合していないと認めるとき又は第 8 (2) から (4) までの規定により導入推奨機器の指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者からの申請であるときは、導入推奨機器の指定をしないものとする。

（指定等の通知）

第 6 知事は、第 5 第 1 項により指定をしたときは、導入推奨機器指定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第 5 第 2 項により指定をしないときは、導入推奨機器非指定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定事項の確認）

第 7 知事は、必要に応じて、導入推奨機器の性能等の第 2 に掲げる指定基準への適合状況について確認するものとする。

2 前項の確認は、申請者又は第 6 第 1 項の規定により指定の通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）の事業所、事務所等への立入調査又は製造技術等に係る報告の徴収により行う。

（指定の取消し）

第 8 知事は、次に掲げる場合のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、第 5 の指

定を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者から導入推奨機器指定取消申請書（別記第4号様式）による指定の取消しの申請があった場合
- (2) 第4による申請に虚偽があることが判明した場合
- (3) 第7第1項による確認の結果、導入推奨機器が指定基準に適合しないことが判明した場合
- (4) 指定事業者が第7第1項による確認において立入調査を拒否し、又は虚偽の報告をした場合
- (5) 第2に掲げる対象機器の廃止又は第2に掲げる指定基準の変更があった場合

（指定の取消しの通知）

第9 知事は、第8の規定により導入推奨機器の指定を取り消した場合は、導入推奨機器指定取消通知書（別記第5号様式）により指定事業者に通知するものとする。

（指定等の公表）

第10 知事は、第5第1項の規定により導入推奨機器を指定した場合及び第8の規定により導入推奨機器の指定を取り消した場合には、遅滞なくその旨を公表するものとする。

2 前項による公表の手段は、次に掲げる方法による。

- (1) 東京都環境局における閲覧
- (2) 東京都環境局ホームページによる公表

第11 この要綱に定めるもののほか、導入推奨機器の指定等の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成21年3月10日付20環都計第529号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月2日付21環都計第609号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月14日付22環都計第95号）

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定（ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー類の項の改正規定に限る。）については、平成22年5月14日から施行する。